

ご確認ください

この商品はクーリング・オフ制度の対象です	お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、第一フロンティア生命あての書面（消印有効）での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。（募集代理店では受付できません。）この場合、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします。
保障の責任開始期について	ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。
一時払保険料の特別勘定による運用の開始時期について	責任が開始される日（一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日）から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。
契約日について	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。
死亡給付金などをお支払いできない場合	責任開始期から3年以内の自殺※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。 ※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。
勤務先によりお申し込みいただけない場合	法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
保険金額などの削減について	生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
生命保険契約者保護機構について	保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構 [TEL 03-3286-2820・ホームページアドレスhttp://www.seihohogo.jp/] までお問い合わせください。
お申込み内容のご確認のお願い	お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご確認ください。

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

この保険商品のご検討に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村証券の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の身分・権限に関しまして確認をご要望の場合には照会先 [第一フロンティア生命 03-6863-6211（大代表）] までご連絡ください。

第一フロンティア生命 / 第一生命のご案内

 第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です。第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることを目指しています。

一生涯のパートナー
第一生命 第一生命について
第一生命は、明治35年（1902年）に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「ご契約者第一主義」の実現を目指してきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を創るために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生のパートナーであることを追求しています。

[引受保険会社]

 **第一フロンティア生命保険株式会社**
〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10
晴海トリトンスクエア X棟15階
電話 (03) 6863-6211 (大代表)

第一フロンティア生命 第一生命グループ ハッピーになろう タイフロンティア
お客様サービスセンター ☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

’09年10月版

登 C21F0176 (H21.8.24) 商品F0565-03 ’09年9月作成 リ

[募集代理店]

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)



No.1550/09.10

[引受保険会社]

 **第一フロンティア生命**
第一生命グループ

[募集代理店]

野村証券株式会社

第一フロンティア投資型年金
(ステップアップ機能付・年金原資保証型)

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険（生命保険）です。



スイス連邦/ミューレン

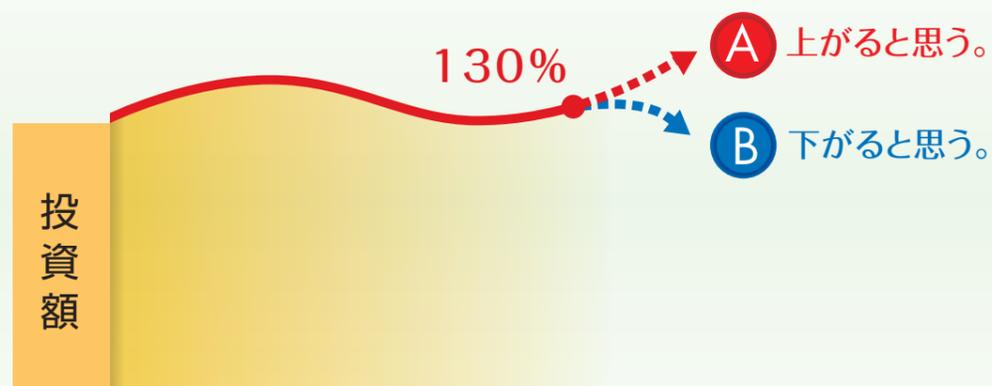
’09年10月版

商品パンフレット

「投資する楽しみ」と「ステップアップ機能のある安心」であなたの資産づくりを応援します

～より充実したセカンドライフを過ごすために～

資産運用がうまくいって、投資額の130%にふえました。
このあと、上がると思いますか？ 下がると思いますか？



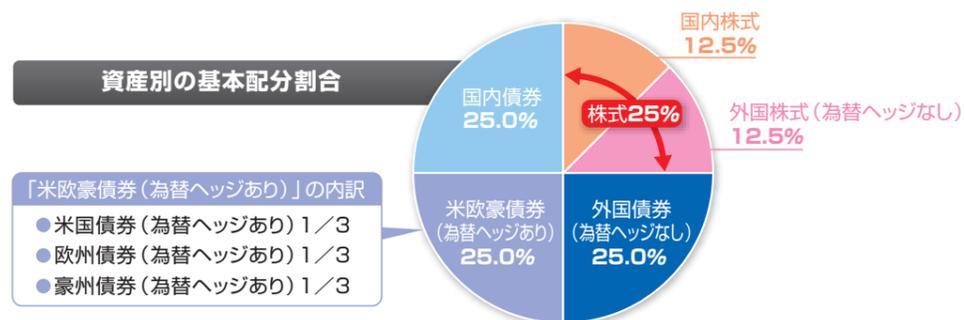
将来を予測できなくても、ふえた金額が将来の受取額として保証される
「第一フロンティア投資型年金(ステップアップ機能付・年金原資保証型)」なら…



投資する楽しみ

国内外の株式・債券に分散投資するバランス型の
特別勘定で運用します。

▶ 国内外の株式・債券に投資し、多様な収益機会での資産の成長を目指します。



ご確認ください この保険には投資リスクがあります。くわしくはP3～5をご覧ください。

ステップアップ機能のある安心

一度上がったら下がらないステップアップ保証で、
年金原資額と死亡給付金額を最低保証します。

- ▶ 運用期間満了時の年金原資額と、運用期間中に万一の際の死亡給付金額は、一時払保険料相当額の100%を最低保証します。
- ▶ この最低保証額は、運用実績に応じて一時払保険料相当額の110%から10%ごとにステップアップし、一度上がったら下がりにません。
- ▶ ステップアップの判定は毎日行い、上限はありません。

ご確認ください 年金原資保証のしくみ、および年金原資額の保証がない場合について、くわしくはP7～8をご覧ください

第一フロンティア投資型年金 (ステップアップ機能付・年金原資保証型)

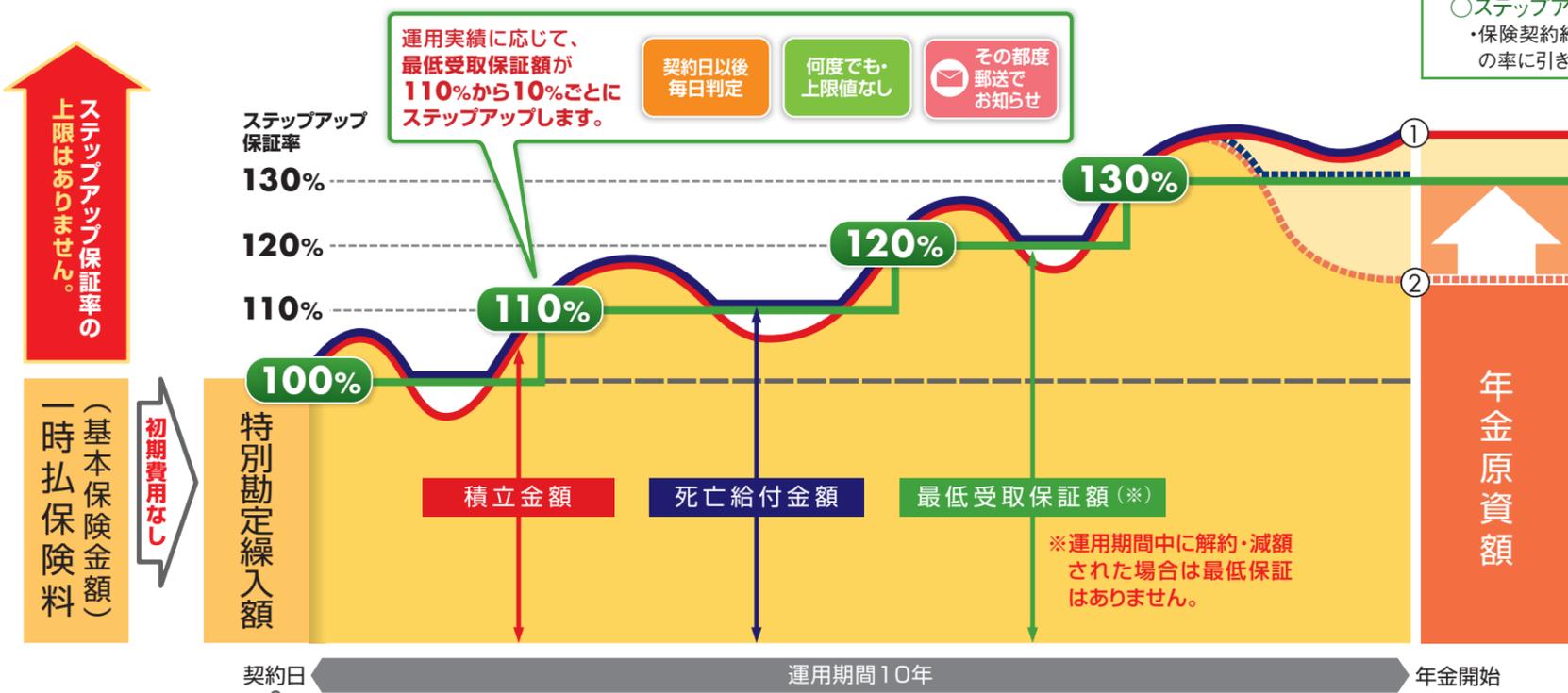
年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険



第一フロンティア生命は、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する第一生命グループの生命保険会社です。

しくみと特徴

運用期間10年の場合
(運用期間11年～20年の場合はP8をあわせてご覧ください。)



「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図は、運用期間中に解約・減額など契約内容の変更がなかったものと仮定した場合のイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や積立金額などを保証するものではありません。

最低受取保証額のステップアップについて

- このパンフレットでの用語について
 - 最低受取保証額(運用実績連動保証金額)
 - ・死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
 - ・なお、運用期間が10年を超える場合の年金原資の最低保証額については、最低受取保証額に運用期間に応じた加算があります。
 - ステップアップ保証率(運用実績連動保証率)
 - ・保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%以上の10%ごとの率に到達するごとにその10%ごとの率に引き上げられます。(ステップアップします。)なお、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

ケース①
積立金額が最低受取保証額を上回って運用期間満了を迎えたとき
年金原資額 = 積立金額

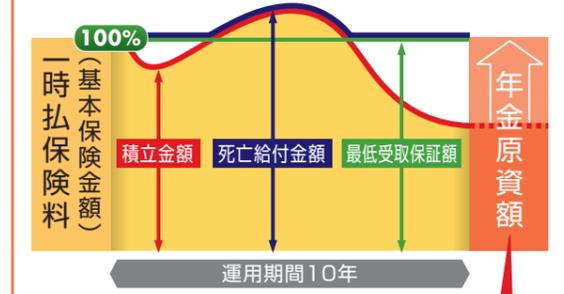
ケース②
積立金額が最低受取保証額を下回って運用期間満了を迎えたとき
年金原資額 = 最低受取保証額

年金受取 ▶ P9
多様な受取方法の中から選択できます

一括受取 ▶ P9
(年金原資額の一時支払)
運用期間満了時の年金原資額が受け取れます。

最低受取保証額がステップアップせず、運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回った場合

運用結果が思わしくなかった場合でも、運用期間満了時の年金原資額として、基本保険金額の100%が最低保証されます。



基本保険金額の100%を最低保証

POINT-1 ▶ P11~12

初期費用のご負担はありません。

- 初期費用の負担がありませんので、一時払保険料の全額を運用することができます。

POINT-2 ▶ P5~6

国内外の株式・債券に分散投資するバランス型の特別勘定で運用します。

- 株式を25%組み入れたバランス運用で、分散投資の効果を高め、長期的な資産の成長を目指します。
- 国内外の株式・債券に投資し、多様な収益機会と資産の成長を目指します。

POINT-3 ▶ P7~9

年金原資額には最低保証があり、年金または一括で受け取ることができます。

- 運用期間満了時の年金原資額は基本保険金額の100%が最低保証されます。また運用期間が10年を超える場合、運用期間に応じて1% (運用期間11年) ~ 10% (運用期間20年) の加算があります。
- 運用成果としての年金原資は、年金または一括で受け取ることができます。

*運用期間を延長・短縮するお取扱いはありません。

POINT-4 ▶ P7, 10

年金原資額と死亡給付金額の最低保証がステップアップします。

- 年金原資額と運用期間中に万一の際の死亡給付金額の最低保証は、運用実績に応じて基本保険金額の110%から10%ごとにステップアップし、一度上がった後下がりにくくなります。
- ステップアップの判定は毎日行い、上限はありません。

*ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。

*責任開始期から3年以内の自殺など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

⚠️ ご注意ください 【費用について】

運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.78%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1575%(税込))をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に対して1.0%)をご負担いただきます。また、契約日から10年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

⚠️ ご注意ください 【投資リスクについて】

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返還金額などは一時払保険料相当額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

⚠️ ご注意ください 【その他ご留意いただきたい事項について】

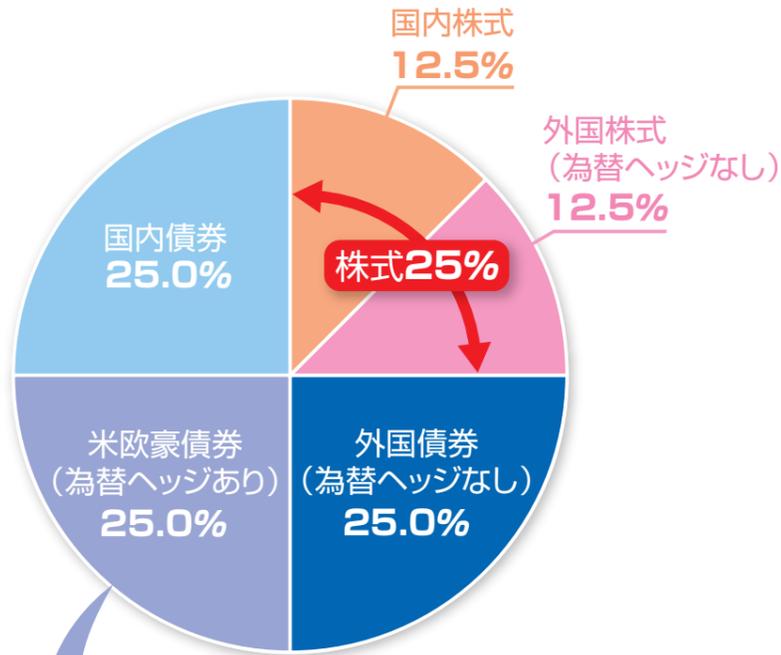
- ・運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)
- ・年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

安定した収益の確保と長期的な資産の成長を目指す、バランス型の特別勘定をご用意しました。

特別勘定:世界バランス型NM

国内外の株式・債券に投資し、多様な収益機会での資産の成長を目指します。

資産別の基本配分割合



主な投資対象となる投資信託	野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)
運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1575% (税抜0.15%) を毎日控除します。

「米欧豪債券 (為替ヘッジあり)」の内訳

- 米国債券 (為替ヘッジあり) 1/3
- 欧州債券 (為替ヘッジあり) 1/3
- 豪州債券 (為替ヘッジあり) 1/3

参考 積立金額と最低受取保証額の推移シミュレーション

(1989年6月末を1,000万円として2009年6月末まで運用したと仮定)
(保険契約関係費・資産運用関係費控除後)

下記のグラフは、特別勘定と同一の資産別の基本配分割合により各参考指数を合成した指数に基づき、1989年6月末を1,000万円として運用を開始し、毎月末に当初の基本配分割合に戻した前提で2009年6月末まで運用したと仮定した場合について、第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。なお保険契約関係費・資産運用関係費を控除し、ステップアップ保証率の変更判定は月次で実施したものとシミュレーションしています。



ご確認ください 特別勘定とその投資リスクについて

- この保険では、資産運用の実績が、積立金額、解約返還金額、死亡給付金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- 特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、解約返還金額、死亡給付金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価は、有価証券については時価評価、有価証券以外の資産は原価法とします。なお、為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。
- 特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

<特別勘定の主な投資リスク>

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。

【参考指数】

国内株式:東証株価指数(TOPIX、配当込み)、外国株式(為替ヘッジなし):MSCIコクサイインデックス(円ベース、配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合、外国債券(為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、米欧豪債券(為替ヘッジあり):シティグループ米国国債インデックス(3-7年、円ヘッジ・円ベース)・シティグループ欧州世界国債インデックス(3-7年、円ヘッジ・円ベース)・シティグループオーストラリア国債インデックス(3-7年、円ヘッジ・円ベース)を各1/3の比率で合成した指数

【データ出所】

イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベースEnCorr®を使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright©2009 Ibbotson Associates, Inc. MSCI コクサイインデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。シティグループ世界国債インデックス・シティグループ米国国債インデックス・シティグループ欧州世界国債インデックス・シティグループオーストラリア国債インデックスはシティグループ・グローバル・マーケット・インクの開発したものです。

ご確認ください

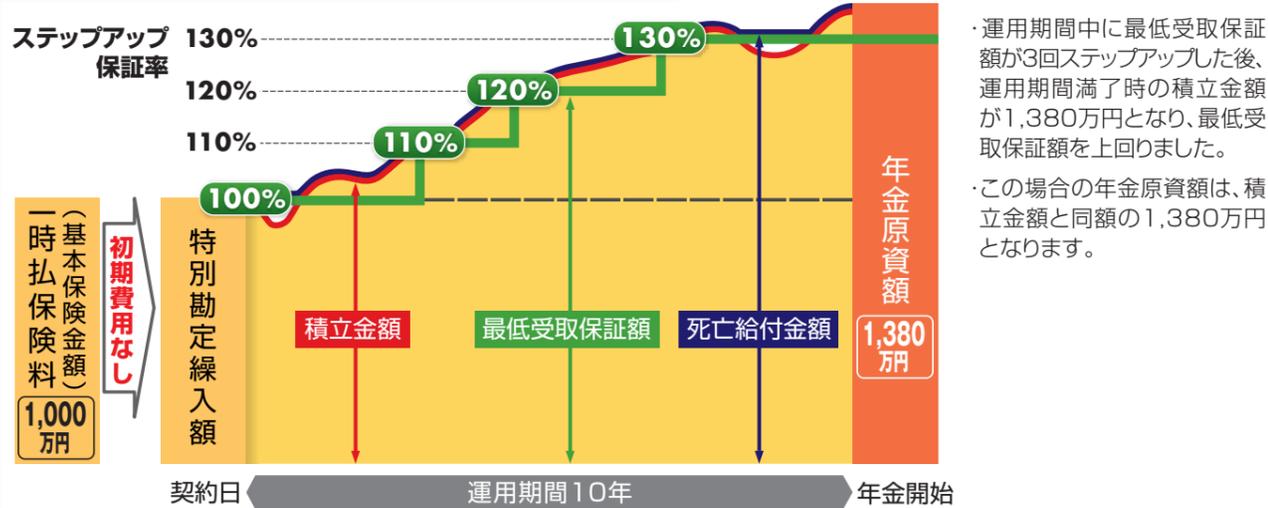
参考のグラフは過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

運用期間10年の場合、運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と最低受取保証額（基本保険金額の100%、または運用実績に応じて基本保険金額に110%以上の10%ごとのステップアップ保証率を乗じた額）のいずれか大きい金額となります。運用期間を通じて最低受取保証額がステップアップしなかった場合でも、**基本保険金額の100%が最低保証されます**。ステップアップ保証率の判定は毎日行い、上限はありません。

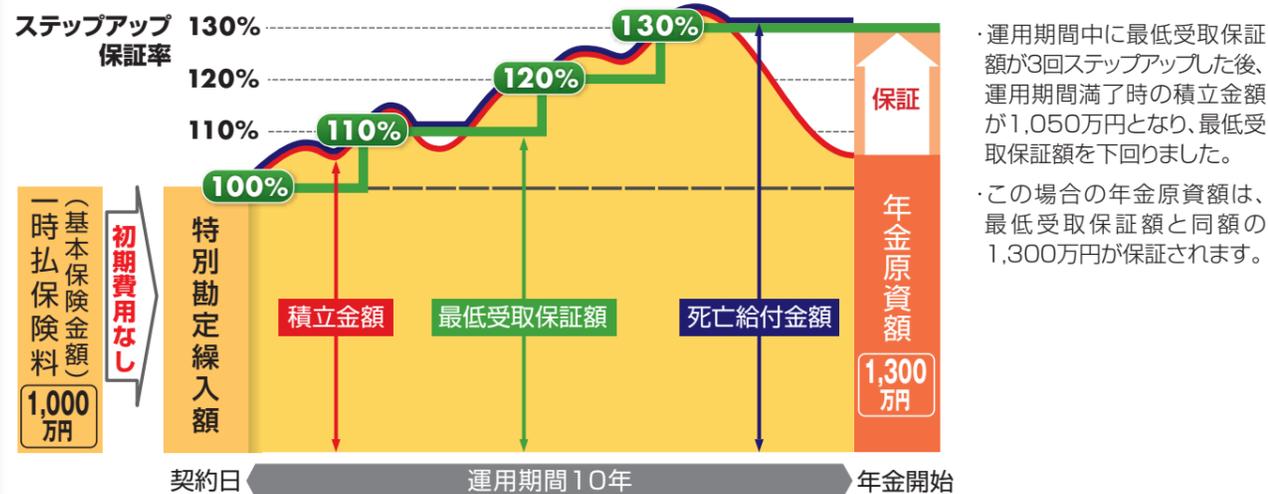
運用期間満了時の年金原資額 **A** 積立金額 または **B** 最低受取保証額 いずれか大きい金額

参考 基本保険金額1,000万円、運用期間10年の場合の例

A ステップアップ保証率が130%までステップアップしたのち、運用が好調で積立金額が最低受取保証額を上回った場合



B ステップアップ保証率が130%までステップアップしたのち、運用が不調となり積立金額が最低受取保証額を下回った場合



*上記しくみ図はイメージ図を表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

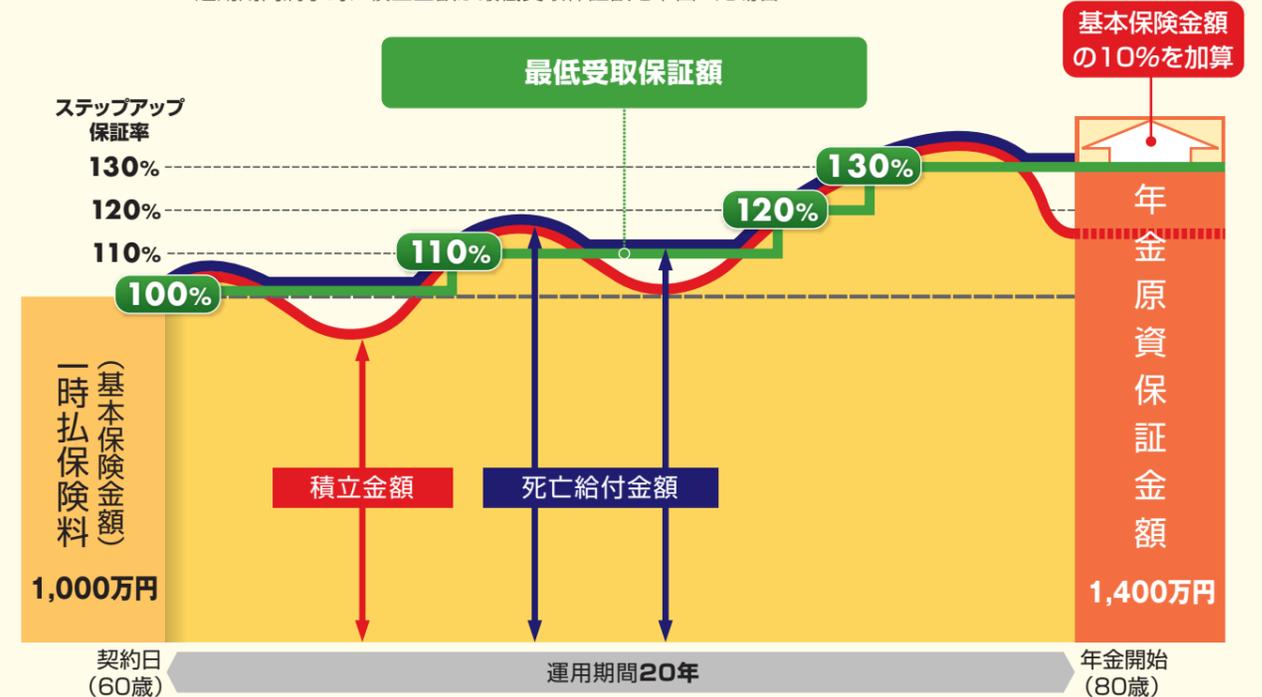
運用期間が11年以上の場合、年金原資の最低保証額（年金原資保証金額）は、最低受取保証額に、**運用期間に応じて基本保険金額の1%～10%を加えた金額**になります。運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と年金原資保証金額のいずれか大きい金額となります。

$$\text{年金原資保証金額} = \text{最低受取保証額} + \text{基本保険金額} \times \text{運用期間に応じた下記の率}$$

運用期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

参考 運用期間20年で契約した場合の例

[契約例] 60歳契約、一時払保険料1,000万円、運用期間20年
 運用期間中に最低受取保証額が1,300万円までステップアップした後、運用期間満了時に積立金額が最低受取保証額を下回った場合



⚠️ ご注意ください

- ・運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。）
- ・年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

📌 ご確認ください

- ・運用期間の指定に際して、年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。
- ・契約時に定めた運用期間の延長・短縮は取り扱いません。
- ・運用期間が10年を超える契約の場合、年金原資額について最低受取保証額を超える金額が最低保証されますが、死亡給付金の最低保証額は最低受取保証額となります。そのため、死亡給付金額は年金原資保証金額（年金原資の最低保証額）を下回ることがあります。

運用期間満了後のお取扱いについて

運用期間満了時のお受取方法

運用成果としての年金原資は、所定のお受取方法の中から、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でもお受け取りいただくことができます。

年金受取	<p>・決まった期間確実に年金をお受け取りになれます。</p> <p>確定年金 ※1 年金受取開始年齢: 10歳～90歳</p> <p>*ご契約時には、年金受取期間は3～7年、10年、15年、20年からお選びください。</p>
	<p>・一生涯にわたっての年金受取を確保できます。</p> <p>・死亡時保証期間(年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額をお支払いします。したがって年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。</p> <p>死亡時保証金額付終身年金 ※2 年金受取開始年齢: 50歳～90歳</p> <p>被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額(死亡時保証金額) = 年金原資額 - 年金受取総額</p>
	<p>・一生涯にわたっての年金受取を確保できます。</p> <p>・被保険者が死亡された場合でも、合計10年間の年金受取が最低保証されます。</p> <p>10年保証期間付終身年金 ※3 年金受取開始年齢: 50歳～90歳</p>

一括受取	<p>・まとまった資金をお受け取りになれます。</p> <p>年金原資額の一時支払</p> <p>*年金受取開始時に選択されている年金種類が確定年金の場合に取り扱います。 *終身年金を選択されている場合には、年金支払開始日前に年金の種類を確定年金に変更する必要があります。</p>
------	---

※1.確定年金の場合、年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)
 ※2.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合にはこの契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。
 ※3.10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、10年保証期間経過後に被保険者が死亡された場合にはこの契約は消滅します。

ご確認ください

- ・この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行うため、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。
- ・毎年の年金を分割してお支払いする取扱いはありません。また、年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、年金受取にかえて、年金原資額をご契約者にお支払いします。
- ・確定年金の場合、年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+10年)年金受取期間≦105歳)
- ・10年保証期間付終身年金において、早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。
- ・年金原資額の一括支払は、ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
- ・年金は、支払事由の発生以後、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。

年金受取期間中に万一の場合のお取扱い

■年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した**後継年金受取人**が引き続き年金を受け取ることができます。(後継年金受取人が指定されていない場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)

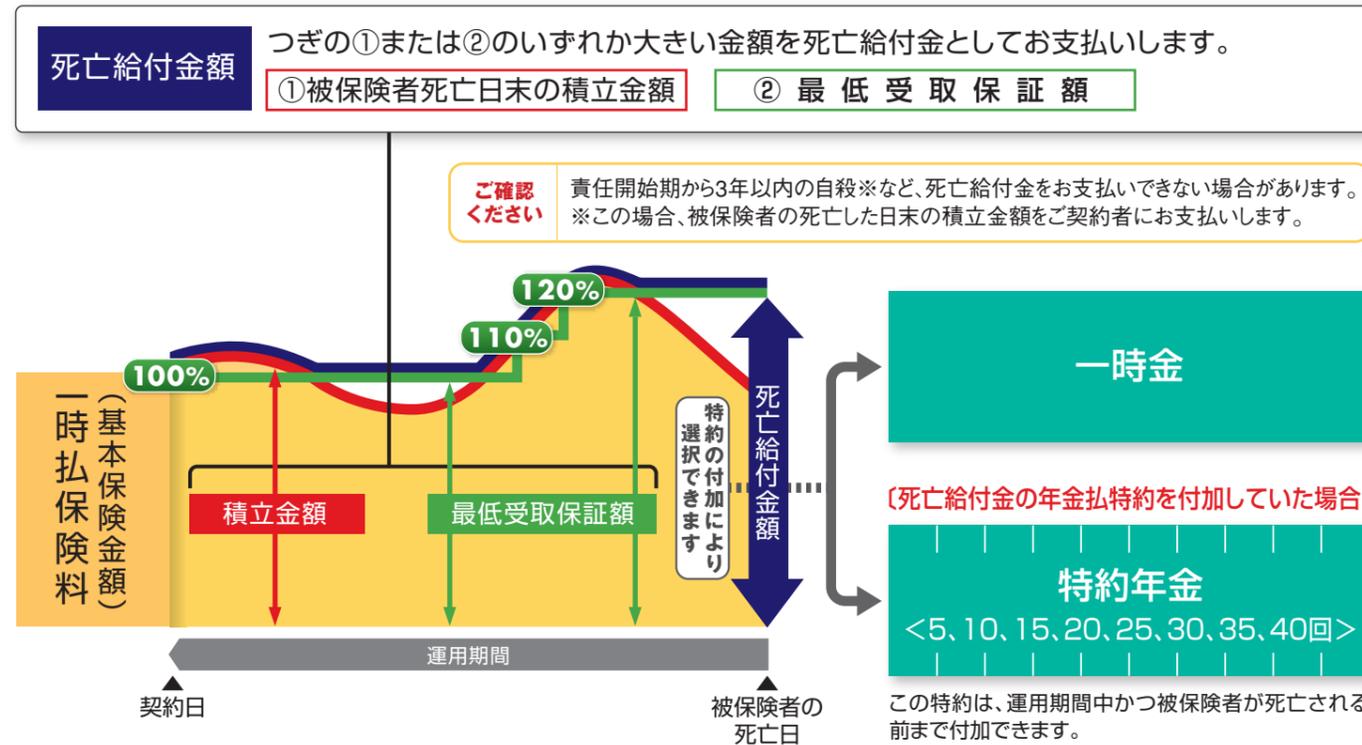
■被保険者が死亡された場合には、年金種類に応じて、つぎのいずれかのお取扱いとなります。

- 【確定年金】 残余年金受取期間の未払年金現価の一括受取 } または 年金の継続受取
- 【10年保証期間付終身年金】 残余保証期間の未払年金現価の一括受取 } のいずれかを年金受取人が選択
- 【死亡時保証金額付終身年金】 死亡時保証金額(年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額)の受取

ステップアップ機能のある安心 死亡給付金額の最低保証について

運用期間中に万一の場合のお取扱い(死亡保障のしくみ)

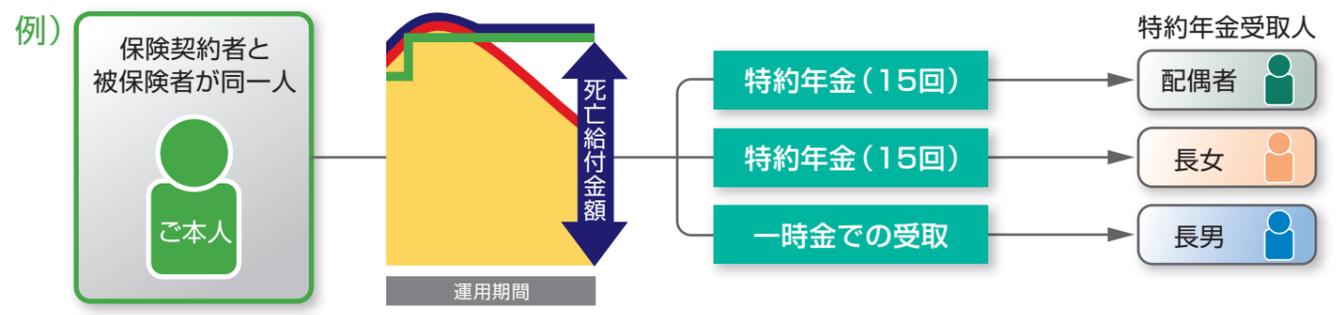
運用期間中に被保険者が死亡された場合には、運用実績にかかわらず最低受取保証額が最低保証されます。



死亡給付金の年金払特約のお取扱い

死亡給付金の年金払特約を付加した場合、その受取人が死亡給付金を一時金にかえて、年金でお受け取りいただけます。特約年金の支払回数は、5、10、15、20、25、30、35、40回の中から選択いただけます。支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申し出により特約年金の支払回数は変更可能です。

特約年金受取人ごとに、特約年金でのお受取りまたは一時金でのお受取りを選択いただくこともできます。



ご確認ください

- ・この特約は、運用期間中かつ被保険者が死亡される前まで付加できます。支払事由発生後には付加できません。
- ・受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
- ・毎年の特約年金を分割してお支払いする取扱いはありません。また、最低額は受取人一人あたり30万円、これに満たない場合は一時金でお支払いします。
- ・特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、主契約の死亡給付金額をもとに、死亡給付金の支払事由が発生した時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されます。
- ・特約年金でのお受取りをご選択いただく場合、年金支払回数については、特約年金受取人全員が同一となります。
- ・特約年金は、支払事由の発生以後、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。



費用について

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に別途「解約控除」がかかります。

ご契約時		運用期間中			年金受取期間中	
項目	ご契約者にご負担いただく費用はありません。	保険契約関係費	資産運用関係費※1	解約控除 (特定のご契約者にご負担いただく費用)	保険契約関係費※2 (年金管理費)	項目
		死亡給付金・年金原資の最低保証や、ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	年金支払管理に必要な費用です。	
		特別勘定の資産総額に対して 年率2.78%	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率0.1575% (税抜0.15%)	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下記の【別表】参照	受取年金額に対して 1.0%	
費用						費用
時期		上記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。	上記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時の積立金から控除します。	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。	時期

※1 信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示していません。記載の信託報酬は、2009年8月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

※2 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2009年8月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

税務のお取扱いについて

ご契約時	運用期間中	年金受取 期間中																																																														
<p>■ 生命保険料控除</p> <p>お払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。個人年金保険料控除の対象とはなりません。</p> <p>生命保険料控除の適用条件</p> <p>契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。</p>	<p>■ 解約・減額時の差益に対する課税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解約・減額時の年金の種類</th> <th>契約日から5年以内の解約・減額</th> <th>契約日から5年超の解約・減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>20%源泉分離課税</td> <td>所得税(一時所得※1) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金</td> <td colspan="2">所得税(一時所得※1) + 住民税</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 死亡給付金受取時の課税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約形態</th> <th colspan="3">契約例</th> <th rowspan="2">課税の種類</th> </tr> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>死亡給付金受取人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者と被保険者が同一人</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>相続税※2※3</td> </tr> <tr> <td>契約者と死亡給付金受取人が同一人</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>所得税(一時所得※1) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>贈与税※2</td> </tr> </tbody> </table>	解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額	確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得※1) + 住民税	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得※1) + 住民税		契約形態	契約例			課税の種類	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税※2※3	契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1) + 住民税	契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税※2	<p>■ 年金原資額の一括受取時の課税</p> <p>所得税(一時所得※1) + 住民税の対象となります。額に対して贈与税が課税されます。</p> <p>■ 年金受取時の課税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金の種類</th> <th>年金のお受取時</th> <th>未払年金の一括受取の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td rowspan="2">所得税(雑所得) + 住民税</td> <td>所得税(一時所得※1) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金</td> <td>所得税(雑所得) + 住民税</td> </tr> </tbody> </table> <p>*契約者と受取人が異なる場合、年金受取開始時に別途、年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。</p> <p>■ 死亡時保証金額受取時の課税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約形態</th> <th colspan="4">契約例</th> <th rowspan="2">課税の種類</th> </tr> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>年金受取人</th> <th>後継年金受取人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者と年金受取人が別人の場合</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>所得税(一時所得※1) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>被保険者と年金受取人が同一人の場合</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>相続税</td> </tr> </tbody> </table>	年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合	確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得※1) + 住民税	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税	契約形態	契約例				課税の種類	契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	被保険者と年金受取人が別人の場合	A	B	A	—	所得税(一時所得※1) + 住民税	被保険者と年金受取人が同一人の場合	A	A	A	B	相続税
解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額																																																														
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得※1) + 住民税																																																														
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得※1) + 住民税																																																															
契約形態	契約例			課税の種類																																																												
	契約者	被保険者	死亡給付金受取人																																																													
契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税※2※3																																																												
契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1) + 住民税																																																												
契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税※2																																																												
年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合																																																														
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得※1) + 住民税																																																														
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税																																																														
契約形態	契約例				課税の種類																																																											
	契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人																																																												
被保険者と年金受取人が別人の場合	A	B	A	—	所得税(一時所得※1) + 住民税																																																											
被保険者と年金受取人が同一人の場合	A	A	A	B	相続税																																																											

※1 一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。

※2 被保険者が死亡される前に死亡給付金の年金払特約が付加されており、年金で受け取る場合には、年金受取にかかわる権利の評価額(相続税法第24条)が課税対象となります。なお、その後の年金については、雑所得の課税対象となります。

※3 受取人が被保険者の相続人の場合、他の生命保険金などと合算のうえ、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税枠(相続税法第12条)が適用されます。



ご確認ください

記載の税制上のお取扱いは2009年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

解約のお取扱いについて

運用期間中	
■ 運用期間中に限り、ご契約の解約・減額(一部解約)をお取り扱いします。	
解約	解約された場合、解約返還金をお受け取りいただけます。この場合、以後の保障はなくなります。
減額(一部解約)	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
■ 解約返還金額は、経過年数に基づき、つぎのとおり計算されます。	
解約返還金額	解約日末の積立金額 - 解約日末の基本保険金額 × 解約控除率※ ※解約控除率は下記【別表】参照

ご確認ください 請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)を解約の効力発生日(＝解約日)とします。

【別表】解約控除率

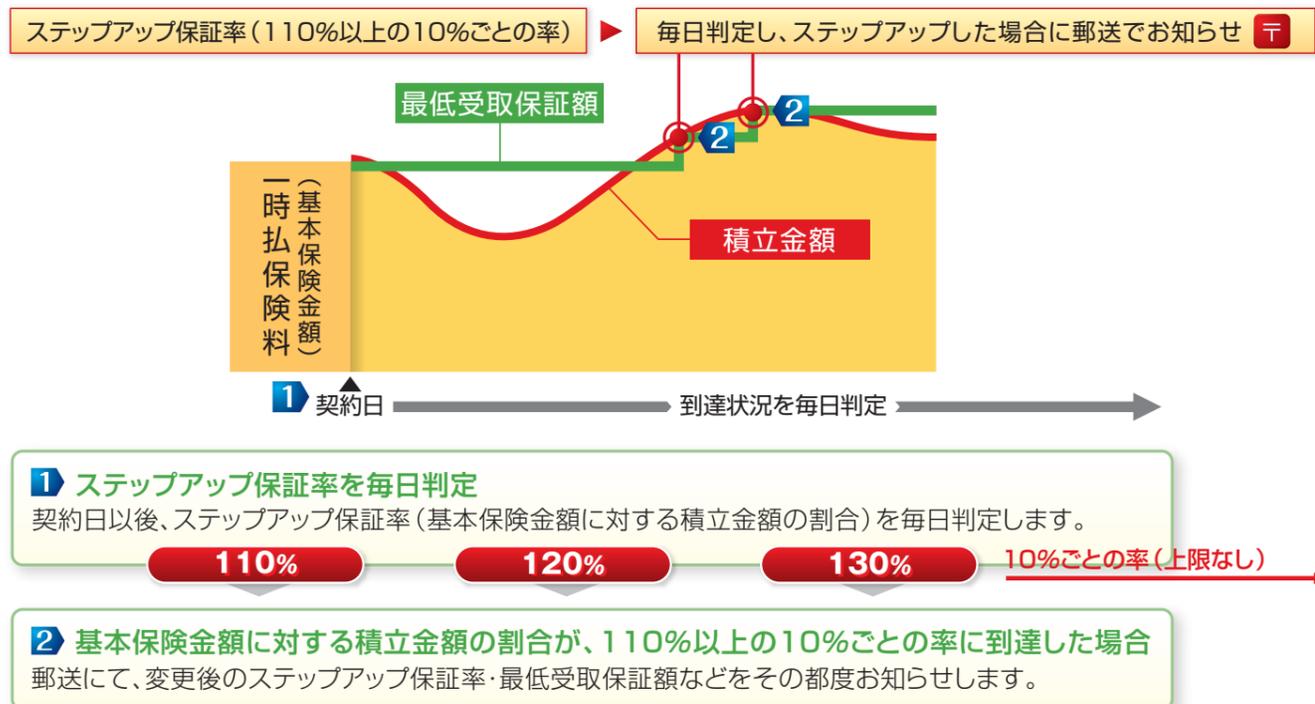
経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%



運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)

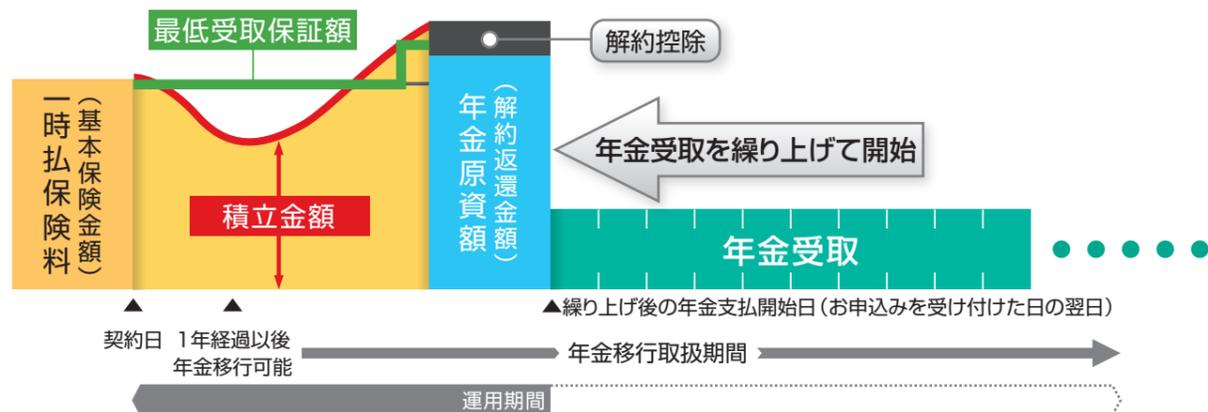
最低受取保証額ステップアップのお知らせ

ステップアップ保証率を契約日以後毎日判定し、110%以上10%ごとの率にステップアップした場合、変更後のステップアップ保証率、最低受取保証額、および年金原資保証金額を郵送でお知らせします。



運用期間中の年金移行のお取扱いについて

契約日から1年経過以後であれば、ご契約者からの申出により、いつでも年金受取を繰り上げて開始することができます(「運用期間中年金支払移行特約」の付加)。年金原資額は、その時点の解約返還金額となります。



ご注意ください 運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。

ご確認ください

- ・毎年の年金を分割してお支払いする取扱いはありません。また、年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、お取り扱いしません。
- ・年金は、支払事由の発生以後、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、必要な書類がお客様サービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。

主なお取扱いについて

基本保険金額(一時払保険料)	200万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
契約年齢	0歳~80歳(契約日における被保険者の満年齢)
運用期間	10年~20年から選択(年金受取開始年齢(=契約年齢+運用期間)の上限は90歳となります。)
年金受取開始年齢	確定年金 10歳~90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳)
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金 50歳~90歳
年金受取人	保険契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。
年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。 *上記の年金受取開始年齢の取扱範囲内に限ります。
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、確定年金の年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。 (3~7年、10年、15年、20年、25年、30年、35年または40年確定年金) *年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳)
年金支払開始日の変更(運用期間の延長・短縮)	取り扱いません。 *「運用期間中年金支払移行特約」の付加により1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
告知の取扱い	保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。
解約	解約された場合、解約返還金をお受け取りいただけます。この場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の変更	増額 取り扱いません。
	減額 基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
契約者貸付	取り扱いません。
付加できる主な特約	運用期間中年金支払移行特約 死亡給付金の年金払特約

アフターサービスについて

ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客様サービスセンター

0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00~17:00

サービス内容

- ①基準価額のご照会
- ②ご契約内容の変更のお手続き
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④ご契約内容についてのご質問・お問合わせ

基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ」(年4回)*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬にご郵送します。
- 「決算のお知らせ」(年1回)*毎年7月下旬にご郵送します。
- 「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」*ステップアップ保証率が変更となった場合にご郵送します。